

施策評価調書

施策名	5-2-4	生涯スポーツ推進に向けた環境整備と担い手への側面的支援	施策を取り巻く環境変化	スポーツ振興法が全面改正され、「スポーツ基本法」として平成23年8月24日に施行されました。スポーツ基本法は、スポーツに関して、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務、スポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めたものです。 なお、スポーツ振興法の体育指導委員は、スポーツ基本法では「スポーツ推進委員」と名称変更され、これまでの職務内容に「スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整」が新たに加わりました。
		地域経営計画(後期計画) 該当ページ		
担当部課	教育部 生涯学習課	担当 リーダー	社会教育担当 横塚恵子	

1. 住民意識調査結果

21年度(10月実施)		25年度(※実施予定)		26年度(※実施予定)	
満足度	9.9% 第9位/全36項目(生涯スポーツの推進)	満足度	第 位/全 施策	満足度	第 位/全 施策
優先度	34.7% 第33位/全36項目(生涯スポーツの推進)	優先度	第 位/全 施策	優先度	第 位/全 施策

満足度:「満足である」、「どちらかと言えば満足である」を合計した割合から、「どちらかと言えば不満である」、「不満である」を合計した割合を差し引いたもの
 優先度:「優先すべき」、「やや優先すべき」を合計した割合から、「あまり優先しなくてよい」、「優先しなくてよい」を合計した割合を差し引いたもの

2. 施策の目標

指標	基準値	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
(総合型地域スポーツクラブ育成支援、ニュースポーツ普及、既存イベント・教室の充実、見直し)							
指標1:総合型地域スポーツクラブの会員数:(人)	22年度実績 328人	計 画	352人	376人	401人	425人	450人
		実 績	↑ 469人				
指標2:成人週1回スポーツ実施率:(%)	38.6%	計 画	42.0%	44.0%	46.0%	48.0%	50.0%
		実 績	△				
指標3:		計 画					
		実 績					
指標4:		計 画					
		実 績					
指標5:		計 画					
		実 績					
指標に関する特記事項	○スポーツ実施率は、平成18年度に策定した「元気になるちよっくらスポーツ計画」の目標値です。						

進捗状況の区分 ↑:目標以上の成果があった →:目標どおりの成果があった ↓:目標に至らなかった △:遅延・未着手等 ×:見直し・廃止等

3. 施策に係る経費

事業費(傘下事務事業費計)の推移【単位:千円】 (※総事業費)	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	当 初	9,223	5,534			
	決 算	4,118				

4. 施策傘下事務事業 ※別紙のとおり

5. 施策評価

後期計画における施策展開のビジョン		H25年度の狙い
自己評価(部)	H23 事後評価 総合型地域スポーツクラブの広報啓発や施設利用の便宜について側面的支援を行いました。スポーツの振興については、心身の健康づくりとなる競技スポーツ、軽スポーツ、ニュースポーツなど、その目的や特性を考慮しながら、広報啓発に努めました。また各種団体と協力し活動の場の提供や情報の提供にも努めました。23年度は、東日本大震災による被害が大きかったことから、一部スポーツ事業を中止しました。	総合型地域スポーツクラブの支援については、引き続き施設利用の便宜など支援してまいります。町民体育祭～たかねスポーツまつり～の開催については、24年度一部内容をえて開催したところですが、次年度の開催内容については町民の意見を聞きながら、気軽に世代間交流できるよう、アンケート調査等も考慮し、たかねスポーツまつりを検討してまいります。スポーツの振興については、ニュースポーツ体験・教室の機会や情報提供を行ってまいります。またスポーツの振興には、スポーツ推進委員や体育協会など各種団体の協力を得ながら、町民のスポーツ実施率を上げてまいります。
H25 事前評価	引き続き、総合型地域スポーツクラブの側面的支援を行います。スポーツの振興についても、心身の健康づくりとなる競技スポーツ、軽スポーツ、ニュースポーツなど、その目的や特性を考慮しながら、広報啓発に努めます。また各種団体と協力し活動の場の提供や情報の提供にも努めます。	
総合評価(町長)	関係者との協力関係のもと、継続的に、場の提供が実施されていると評価するが、今日の厳しい財政状況を考慮のうえ、今後の施策展開にあつては、所管部署としても、事業執行と財源確保のバランスを十分に検討されたい。	施策傘下事務事業に係る個別指摘事項 ・「ニュースポーツ普及事業費」及び「スポレクイベント開催事業費」については、「条件付継続事業」とする。事業見直しの議論について、アンケート調査分析及び関係者調整が未了のため、議論を保留し、予算査定において再議する。 ・その他の施策傘下事務事業については、全て「継続事業」とする。 ・団体運営費補助にあつては、引き続き団体との協議を密にし、適切な役割分担、良好な協力関係を構築されたい。 ・また、「ねんりんピック事業」の準備にあつては、健康福祉課との連携を密にされたい。